

## 平成27年度事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

倉敷市では、平成27年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

測定結果については、すべての施設において排出基準値以下でした。

## 1 自主測定結果

## (1) 排出ガス

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )			
							最小値	最大値		
焼結鉄製造用焼結炉	4	3	3	0	1	0	0.0093	0.054		
製鋼用電気炉	4	5	5	0	0	1	0.00000021	0.10		
アルミニウム合金製造施設	8	8	8	0	0	0	0.00037	0.0016		
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時以上	12*	10	10	0	2	0	0.000017	0.026
		4t/時未満 2t/時以上	10	9	9	0	2	1	0.0000017	1.6
		2t/時未満 0.2t/時以上	18	14	13	1	4	0	0.0000033	1.4
		0.2t/時未満 0.1t/時以上	5	5	5	0	0	0	0	3.1
		0.1t/時未満 0.05t/時以上	2	1	1	0	1	0	0.11	
		0.05t/時未満	0	0	0	0	0	0		
		廃棄物焼却炉 計	47	39	38	1	9	1		
計	63	55	54	1	10	2				

\* 電気事業法対象施設を含む

## (2) ばいじん

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/g)	
							最小値	最大値
廃棄物焼却炉	47	20	19	1	28	1	0	2.5

## (3) 燃え殻

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/g)	
							最小値	最大値
廃棄物焼却炉	47	22	21	1	26	1	0	0.24

(4) 排水

区 分	施 設 数	測定 対象 施設	測定 実施 施設	測定 未実施 施設	測定 対象外 施設	廃止 施設	測定結果 (pg-TEQ/L)	
							最小値	最大値
二塩化エチレン洗 浄施設	0	0	0	0	4	4	—	
廃棄物焼却炉に係 る施設	34	17	17	0	18	1	0.0054	0.7
下水道終末処理施 設	1	1	1	0	0	0	0.00044	
他の事業場の水処 理施設	1	1	1	0	0	0	0.0093	
計	36	19	19	0	22	5		

注1) 「施設数」とは、届出のあった平成28年3月31日現在の特定施設の数进行 (電気事業法施設を含む)。

注2) 「測定対象外施設」とは、休止等により稼働実績のない施設 (平成27年度中 に廃止した施設を含む)、稼働後1年に満たない施設、汚水の循環使用により 排水がない施設等をいう。

注3) 「廃止施設」とは、平成27年度中に廃止となったものをいう。

注4) 法施行日 (平成12年1月15日) 前に設置された特定施設から排出されるば いじん及び燃え殻であって、セメント固化、薬剂処理又は酸抽出を行っている ものは、処理基準 (3ng-TEQ/g) が適用されない。

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理 等について指導を行っていく。

3 その他

平成27年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場における自主測定 結果一覧は別紙のとおりである。